

J B D F 認定サークルの認定及び登録に関する規定

令和6年3月1日資格審議委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」いう。）におけるボールルームダンス・サークル（以下「サークル」という。）の認定及び登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定及び登録)

第2条 本法人は、ボールルームダンスの普及および健全な指導を図るため、申請に基づき、優良なサークルの認定を行う。

2 前項により認定されたサークルを「JBDF 認定サークル」と称し、JBDF 認定サークル名簿に登録される。

(認定サークルの要件)

第3条 前条の認定及び登録を受けようとするサークルは、プロフェッショナルダンス教師（以下「プロ教師資格」という。）又はアマチュアダンス指導員（以下「アマ指導員資格」という。）の資格を有する本法人の正会員又は登録会員の指導の下にボールルームダンスの教授が行われている団体とする。

2 前項のサークルは、組織及び活動等に関し規約を定め、本法人に報告する。

(専任の指導者の常置)

第4条 第2条の認定・登録を受けようとするサークルの活動場所には、本法人の正会員又は登録会員であるプロ教師資格又はアマ指導員資格を有する専任の指導者を1名以上置かなければならない。

(活動場所の条件)

第5条 認定・登録サークルの活動場所は、ボールルームダンスの指導が適切に行われる環境を保有しなければならない。

2 前項の適切なガイドラインは、細則で定める。

(認定・登録申請)

第6条 第2条の認定及び登録を受けようとするサークルは、本法人に様式1による申請書を提出するものとする。

2 前項の申請書は当該サークルの所在地を管轄する本法人の北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体に提出する。

3 認定・登録を申請する者は、当該サークルの専任指導者である本法人の正会員又は

登録会員とする。

4 第1項の申請は、規約及び会員名簿を提出する。

(認定・登録申請の受理)

第7条 本法人は、前条第1項の申請がなされた場合において、第3条から第5条及び前条第3項、第4項の要件（以下「申請要件」という。）を満たしている時、これを受理する。

(加盟団体の責務)

第8条 第6条第2項により、北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体に申請書が提出されたときは、様式2の意見書を作成し、30日以内に本法人に提出しなければならない。

2 北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体は、その所管内の認定・登録を受けたサークルについて、第4条及び第5条の要件を欠くに至った事実を認知したときは、直ちに本法人に報告する。

(認定・登録申請の不受理)

第9条 第6条の申請がなされた場合において、当該サークル又は申請者等について、申請要件が欠けているとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、申請を受理しない。

- (1) 認定サークルの登録が削除を受けて2年を経過しないとき。
- (2) 健全なダンスの教授が維持できないと認められるとき。
- (3) 本法人の信用を毀損し、又は本法人の諸規定を遵守しないとき。

(認定・登録の消除)

第10条 認定・登録を受けたサークルについて、次の各号に掲げる事項が判明したときは、本法人は当該サークルの認定を取り消し、登録名簿から消除する。

- (1) 不正な手段により、認定・登録を受けたとき。
- (2) 第4条に定める要件が欠けたとき。
- (3) 第5条に定める1つ以上の要件が欠け、健全なサークル活動ができないとき。

(登録名簿)

第11条 本法人に、JBDF認定サークルの認定を登録するため、JBDF認定サークル登録簿（以下「サークル登録簿」という。）を設ける。

2 サークル登録簿には、次の各号に定める事項を登録する。

- (1) サークルの名称
- (2) 主たる活動場所
- (3) 代表者の氏名、住所

- (4) 専任の指導者の氏名及び指導者資格
- (5) 本法人の正会員及び登録会員の氏名、指導者資格
- (6) その他資格審議委員会が必要と認めた事項
 - 3 サークル登録簿は、本法人の主たる事務所に備え付け、利害関係人の閲覧、照合に応じる。

(認定証の交付等)

- 第12条 本法人からJBDF認定サークルの認定・登録を受けたサークルに、JBDF認定サークルの認定証を交付する。
- 2 前項の認定証は、主たる活動場所の見やすい場所に掲示する。
 - 3 認定サークルの活動を停止したときは、本法人にその旨を届け出るとともに、第1項の認定証を本法人に返納しなければならない。

(変更の届出)

- 第13条 JBDF認定サークルの認定・登録を受けたサークルは、サークル登録簿に搭載された事項について変更があったときは、その代表者はすみやかに変更した事項について本法人に報告する。

(更新)

- 第14条 JBDF認定サークルの認定・登録を受けたサークルは登録後3年毎に、サークル登録簿に搭載された事項について変更の有無を報告することにより、登録の更新を行わなければならない。

(代表者の責務)

- 第15条 JBDF認定サークルの代表者は、この規定及び本法人のその他の諸規定を遵守し、当該サークルの健全な運営に努めなければならない。

(手数料)

- 第16条 第6条第1項の認定・登録申請手数料及び第14条の更新手数料は、5,000円とする。

(その他)

- 第17条 JBDF認定サークルの認定・登録に関し、この規定に定めのない事項及びその運用に係る事項については、資格審議委員会が別に定める。

附 則

- 1. この規定は、令和元年9月1日から施行する。
- 2. 第16条の申請手数料はこの規定の施行の日から1年以内に申請した場合に限り無償とする。また、施行の日から1年以内に申請したものの更新手数料についても初回に限り

無償とする。

3. この規定は、令和6年3月1日から施行する。

新規は、1～5すべて記入

更新は、1～4のみを記入

J B D F 認定サークル
認定・登録申請書（更新含む）

20 年 月 日

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟

会長 _____ 殿

(_____ 都道府県BD連盟)

申請者：

住 所：

指導者資格：

携帯電話：

F A X：

M a i l：

1. サークルの名称：

2. 主たる活動場所（建物の名称及び所在）：

3. 現在の会員数 合 計 名

内 訳 正会員 名

プロ登録会員 名

アマ登録会員 名

非会員 名

4. サークルの指導者：

住 所：

指導者資格：

（複数いる場合は、専任の指導者を明記）

5. サークルの設立時期：（ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 ） 年 月 日（西暦 年）

《新規のみ付属書類必須》（更新の場合は不要）

① サークルの規約

② サークルの名簿

様式 2 [第8条1項関係]

20 年 月 日

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟

会長 _____ 殿

_____ 都道府県BD連盟

会長 _____

西暦 年 月 日付にて新規及び更新申請がありました、

＜サークル名 _____＞に係る JBDF 認定サークル認定・

登録申請につき、申請書の内容について調査した結果、特に問題は御座いません。

（その他の意見）

以上のとおり、ご報告致します。

＜都道府県BD連盟の御担当者様へ＞

様式1と様式2、その他付属の書類受理後、

JBDF資格審議部宛にお送り下さい。

※確認事項※

＜新規の場合＞

- ①様式1の書類にすべて記入されていること
- ②サークルの規約及び名簿が提出されていること

＜更新の場合＞

- ①様式1の書類に1～4が記入されていること